

大阪府 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・ 個別の別	関係地区	条件
区第1号	小島養殖漁業生産組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のアから真方位252度40分の線、基点第27号から真方位312度10分の線、小島漁港南防波堤及び海岸堤防によって囲まれた区域 基点第27号 北緯34度18分41. 8秒 東経135度05分35. 9秒 ア 北緯34度18分49. 3秒 東経135度05分35. 9秒	第二種区画漁業	はまち養殖業 たい養殖業 しまあじ養殖業 さけ・ます養殖業 ふぐ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで	平成30年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	大阪府	なし
区第2号	大阪府紐巾着網漁業協同組合 泉大津漁業協同組合 忠岡漁業協同組合 春木漁業協同組合 岸和田市漁業協同組合 北中通漁業協同組合 泉佐野漁業協同組合	大阪府貝塚市二色南町地先	次の基点28号、ア、イ、ウ及び基点29号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第28号 北緯34度26分59. 8秒 東経135度19分41. 8秒 基点第29号 北緯34度26分54. 3秒 東経135度19分49. 4秒 ア 北緯34度26分54. 4秒 東経135度19分37. 9秒 イ 北緯34度26分50. 8秒 東経135度19分43. 1秒 ウ 北緯34度26分49. 8秒 東経135度19分44. 9秒	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府大阪市此花区春日出北 大阪府堺市東区白鷺町、西区鳳南町、南区茶山台、南区三原台、南区桃山台 大阪府和泉市箕形町 大阪府泉大津市奈南町、助松町、菅原町、なぎさ町、東豊中町、寿町、戎町、池浦町、千原町 大阪府泉北郡忠岡町忠岡北、忠岡中、忠岡南、忠岡東、北出 大阪府岸和田市春木大小路町、春木若松町、春木泉町、春木本町、春木北浜町、春木南浜町、春木大国町、春木戎町、磯上町、上野町、下池田町、小松里町、中井町、土生町、野田町、大町、東大路町、西大路町、大工町、南町、紙屋町、中之浜町、西之宮町、大北町、中北町、尾生町、五野屋町、門前町、南上町、岡山町 大阪府泉佐野市鶴原、上瓦町、下瓦町、湊、中庄、新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、旭町、高松東、高松西、日根野、南中安松	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第3号	泉佐野漁業協同組合	大阪府泉佐野市りんくう往来南地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北緯34度25分22. 7秒 東経135度18分37. 1秒 ア 北緯34度25分03. 8秒 東経135度18分02. 6秒 イ 北緯34度25分01. 6秒 東経135度18分05. 5秒 ウ 北緯34度24分56. 9秒 東経135度18分00. 1秒 エ 北緯34度24分59. 1秒 東経135度17分57. 3秒	第一種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉佐野市全域	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第4号	泉佐野漁業協同組合	大阪府泉佐野市りんくう往来南地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第2号 北緯34度24分13. 0秒 東経135度17分24. 0秒 ア 北緯34度24分20. 1秒 東経135度17分16. 8秒 イ 北緯34度24分34. 2秒 東経135度17分02. 5秒 ウ 北緯34度24分44. 0秒 東経135度17分15. 1秒 エ 北緯34度24分31. 6秒 東経135度17分31. 7秒	第一種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 二枚貝類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年5月15日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、松原及び羽倉崎	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第5号	田尻漁業協同組合	大阪府泉南郡田尻町地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第3号 北緯34度23分43. 2秒 東経135度16分50. 5秒 ア 北緯34度23分56. 1秒 東経135度16分37. 4秒 イ 北緯34度24分08. 5秒 東経135度16分24. 8秒 ウ 北緯34度24分17. 1秒 東経135度16分37. 6秒 エ 北緯34度24分04. 7秒 東経135度16分50. 1秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業 かき養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡田尻町	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第6号	岡田浦漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、基点第4号から真方位290度及び真方位305度の各線、点イと点ウを結んだ線及び点アと点エを結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点第3号 北緯34度23分43. 2秒 東経135度16分50. 5秒 基点第4号 北緯34度23分25. 6秒 東経135度16分35. 4秒 基点第5号 北緯34度22分56. 9秒 東経135度15分58. 4秒 ア 北緯34度23分57. 3秒 東経135度16分36. 1秒 イ 北緯34度24分08. 5秒 東経135度16分24. 8秒 ウ 北緯34度23分13. 9秒 東経135度15分41. 2秒 エ 北緯34度23分02. 7秒 東経135度15分52. 5秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市岡田	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・ 個別の別	関係地区	条件	
区第7号	岡田浦漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第4号 北緯34度23分25.6秒 東経135度16分35.4秒 基点第5号 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒 ア 北緯34度23分31.5秒 東経135度16分15.8秒 イ 北緯34度23分36.5秒 東経135度15分59.2秒 ウ 北緯34度23分13.9秒 東経135度15分41.2秒 エ 北緯34度23分02.7秒 東経135度15分52.5秒	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第4号 岡田漁港北防波堤基部中心点 基点第5号 樽井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点 ア 基点第4号から真方位290度、540メートルの点 イ 基点第4号から真方位290度、990メートルの点 ウ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点 エ 基点第5号から真方位320度、233メートルの点	第一種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市岡田	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第8号	樽井漁業協同組合	大阪府泉南市りんくう南浜地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第5号 北緯34度22分56.9秒 東経135度15分58.4秒 基点第6号 北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒 ア 北緯34度23分04.0秒 東経135度15分51.3秒 イ 北緯34度23分13.9秒 東経135度15分41.2秒 ウ 北緯34度22分58.4秒 東経135度14分43.4秒 エ 北緯34度22分47.1秒 東経135度14分51.2秒	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第5号 樽井人工海浜地突堤(人工砂浜東突堤)基部中心点より真方位43度、432メートルの点 基点第6号 泉南市と阪南市の境界 ア 基点第5号から真方位320度、283メートルの点 イ 基点第5号から真方位320度、683メートルの点 ウ 基点第6号から真方位330度、950メートルの点 エ 基点第6号から真方位330度、950メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南市樽井	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第9号	尾崎漁業協同組合	大阪府阪南市尾崎町地先	次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第6号 北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒 基点第7号 北緯34度22分01.3秒 東経135度14分29.1秒 ア 北緯34度22分30.4秒 東経135度14分53.9秒 イ 北緯34度22分14.9秒 東経135度14分41.8秒 ウ 北緯34度22分36.6秒 東経135度14分47.6秒 エ 北緯34度22分45.3秒 東経135度14分38.8秒 オ 北緯34度22分29.8秒 東経135度14分26.7秒 カ 北緯34度22分21.1秒 東経135度14分35.5秒	次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第6号 泉南市と阪南市の境界 基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点 ア 基点第6号から真方位259度、210メートルの点 イ 基点第7号から真方位37度45分、530メートルの点 ウ アから真方位320度、250メートルの点 エ アから真方位320度、600メートルの点 オ イから真方位320度、600メートルの点 カ イから真方位320度、250メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業 二枚貝類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市尾崎町	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第10号	尾崎漁業協同組合	大阪府阪南市尾崎町地先	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第7号 北緯34度22分01.3秒 東経135度14分29.1秒 基点第8号 北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒 ア 北緯34度21分51.0秒 東経135度14分17.9秒 イ 北緯34度22分07.7秒 東経135度14分01.1秒 ウ 北緯34度22分15.1秒 東経135度13分53.6秒 エ 北緯34度22分00.5秒 東経135度13分38.4秒 オ 北緯34度21分53.1秒 東経135度13分45.9秒	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第7号 尾崎港南防波堤基部中心点 基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央) ア 基点第7号から真方位222度、430メートルの点 イ アから真方位320度、690メートルの点 ウ アから真方位320度、990メートルの点 エ 基点第8号から真方位320度、1,000メートルの点 オ 基点第8号から真方位320度、700メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業 二枚貝類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市尾崎町	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第11号	西鳥取漁業協同組合	大阪府阪南市新町及び鳥取地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第8号 北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒 ア 北緯34度21分39.3秒 東経135度13分59.9秒 イ 北緯34度21分42.2秒 東経135度13分56.9秒 ウ 北緯34度21分28.3秒 東経135度13分46.1秒 エ 北緯34度21分26.4秒 東経135度13分50.2秒	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央) ア 基点第8号から真方位320度、150メートルの点 イ 基点第8号から真方位320度、270メートルの点 ウ 基点第8号から真方位243度05分、500メートルの点 エ 基点第8号から真方位230度02分、446メートルの点	第一種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市新町及び鳥取	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第12号	西鳥取漁業協同組合	大阪府阪南市鳥取地先	次の基点第9号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。 基点第9号 北緯34度21分17.3秒 東経135度13分49.3秒 基点第10号 北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒 ア 北緯34度21分38.0秒 東経135度13分19.6秒 イ 北緯34度21分22.5秒 東経135度13分06.7秒	次の基点第9号、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。 基点第9号 西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位222度、130メートルの点 基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界 ア 基点第9号から真方位310度、1,000メートルの点 イ 基点第10号から真方位320度、1,000メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 あかもく養殖業 二枚貝類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年5月15日まで 11月1日から翌年5月15日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市新町及び鳥取	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第13号	下荘漁業協同組合	大阪府阪南市貝掛地先	次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第10号 北緯34度20分57.6秒 東経135度13分31.9秒 ア 北緯34度21分08.8秒 東経135度13分20.6秒 イ 北緯34度21分16.3秒 東経135度13分13.0秒 ウ 北緯34度21分14.8秒 東経135度13分09.5秒 エ 北緯34度21分05.1秒 東経135度12分46.1秒 オ 北緯34度20分57.7秒 東経135度12分53.6秒 カ 北緯34度21分07.4秒 東経135度13分17.1秒	次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第10号 阪南市鳥取と貝掛の境界 ア 基点第10号から真方位320度、450メートルの点 イ 基点第10号から真方位320度、750メートルの点 ウ イから真方位243度30分、100メートルの点 エ イから真方位243度30分、770メートルの点 オ アから真方位243度30分、770メートルの点 カ アから真方位243度30分、100メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 二枚貝類養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市貝掛、箱作及び箱の浦	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第14号	下荘漁業協同組合	大阪府阪南市箱作地先	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第12号 北緯34度20分31.9秒 東経135度12分24.7秒 基点第13号 北緯34度20分14.9秒 東経135度11分36.8秒 ア 北緯34度20分21.2秒 東経135度11分57.0秒 イ 北緯34度20分39.4秒 東経135度11分51.1秒 ウ 北緯34度20分50.4秒 東経135度11分47.6秒 エ 北緯34度20分42.3秒 東経135度11分27.9秒 オ 北緯34度20分31.3秒 東経135度11分31.5秒	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点 基点第13号 阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位345度、126メートルの点 ア 基点第12号から真方位245度、780メートルの点(田山河川口右岸) イ アから真方位345度、580メートルの点 ウ アから真方位345度、930メートルの点 エ 基点第13号から真方位345度、874メートルの点 オ 基点第13号から真方位345度、524メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 二枚貝類養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	阪南市貝掛、箱作及び箱の浦	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第15号	下荘漁業協同組合	大阪府阪南市箱作地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第12号 北緯34度20分31.9秒 東経135度12分24.7秒 ア 北緯34度20分35.9秒 東経135度12分19.0秒 イ 北緯34度20分38.6秒 東経135度12分15.1秒 ウ 北緯34度20分36.3秒 東経135度12分10.0秒 エ 北緯34度20分32.8秒 東経135度12分12.5秒 オ 北緯34度20分28.6秒 東経135度12分15.4秒	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第12号 下荘漁港西防波堤基部中心点 ア 基点第12号から真方位310度、190メートルの点 イ 基点第12号から真方位310度、320メートルの点 ウ オから真方位330度、275メートルの点 エ オから真方位330度、150メートルの点 オ 基点第12号から真方位246度30分、258メートルの点	第一種区画漁業	二枚貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府阪南市貝掛、箱作及び箱の浦	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・ 個別の別	関係地区	条件
区第16号	淡輪漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町淡輪地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第13号 北緯34度20分14. 9秒 東経135度11分36. 8秒 ア 北緯34度20分20. 4秒 東経135度11分35. 0秒 イ 北緯34度20分42. 3秒 東経135度11分27. 9秒 ウ 北緯34度20分46. 0秒 東経135度11分14. 2秒 エ 北緯34度20分16. 3秒 東経135度11分13. 9秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町淡輪	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第17号	淡輪漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町淡輪地先	次のア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第16号 北緯34度19分54. 4秒 東経135度09分23. 6秒 ア 北緯34度19分52. 1秒 東経135度09分35. 8秒 イ 北緯34度20分12. 9秒 東経135度09分23. 0秒 ウ 北緯34度20分08. 8秒 東経135度09分14. 5秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町淡輪	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第18号	深日漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町深日地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第16号 北緯34度19分54. 4秒 東経135度09分23. 6秒 ア 北緯34度19分57. 3秒 東経135度09分21. 7秒 イ 北緯34度20分04. 5秒 東経135度09分17. 2秒 ウ 北緯34度20分02. 7秒 東経135度09分07. 7秒 エ 北緯34度19分55. 5秒 東経135度09分12. 2秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 12月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町深日	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第19号	深日漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町深日地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第18号 北緯34度19分18. 1秒 東経135度08分43. 4秒 ア 北緯34度19分23. 3秒 東経135度08分41. 4秒 イ 北緯34度19分26. 4秒 東経135度08分40. 0秒 ウ 北緯34度19分28. 6秒 東経135度08分40. 7秒 エ 北緯34度19分23. 6秒 東経135度08分42. 1秒	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町深日	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第20号	深日漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町深日地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第19号 北緯34度19分09. 5秒 東経135度08分04. 6秒 ア 北緯34度19分18. 0秒 東経135度08分16. 9秒 イ 北緯34度19分20. 0秒 東経135度08分20. 5秒 ウ 北緯34度19分18. 6秒 東経135度08分21. 6秒 エ 北緯34度19分16. 0秒 東経135度08分16. 8秒	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町深日	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第21号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港水門の内側を除く。 基点第21号 北緯34度19分22. 6秒 東経135度07分13. 4秒 ア 北緯34度19分25. 6秒 東経135度07分14. 6秒 イ 北緯34度19分27. 8秒 東経135度07分11. 0秒 ウ 北緯34度19分28. 8秒 東経135度07分10. 3秒 エ 北緯34度19分27. 2秒 東経135度07分06. 9秒 オ 北緯34度19分21. 3秒 東経135度07分10. 8秒	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	(1)養殖施設の設置にあたっては、船舶等の航行に十分配慮すること。 (2)養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第22号	谷川漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川地先	次の基点第22号、ア、イ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第22号 北緯34度19分22. 2秒 東経135度06分58. 1秒 基点第23号 北緯34度19分13. 1秒 東経135度06分15. 5秒 ア 北緯34度19分28. 7秒 東経135度06分58. 1秒 イ 北緯34度19分19. 5秒 東経135度06分14. 1秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	11月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第23号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第25号 北緯34度18分53. 8秒 東経135度05分42. 0秒 ア 北緯34度18分52. 6秒 東経135度05分54. 1秒 イ 北緯34度18分54. 2秒 東経135度05分54. 1秒 ウ 北緯34度18分57. 5秒 東経135度05分54. 1秒 エ 北緯34度18分58. 4秒 東経135度05分42. 0秒 オ 北緯34度18分55. 1秒 東経135度05分42. 0秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業 かき養殖業	11月1日から翌年5月15日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。
区第24号	小島漁業協同組合	大阪府泉南郡岬町多奈川小島地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第30号 北緯34度18分46. 2秒 東経135度05分39. 4秒 ア 北緯34度18分50. 1秒 東経135度05分37. 6秒 イ 北緯34度18分51. 3秒 東経135度05分37. 1秒 ウ 北緯34度18分50. 2秒 東経135度05分32. 6秒 エ 北緯34度18分48. 9秒 東経135度05分33. 1秒	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大阪府泉南郡岬町多奈川小島	(1)養殖施設の設置にあたっては、船舶等の航行に十分配慮すること。 (2)養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。